

# 告 示

## 埼玉県選管告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人桑の実会 レジデンシャル小手指 S a k u r a	埼玉県所沢市小手指町四丁目十八番一
病 院	医療法人明晴会 西武入間病院	埼玉県入間市大字野田九百四十六
病 院	医療法人社団寿会 吉沢病院	埼玉県本庄市千二百十六番地一